

## 産別最低賃金の要求に対する「統一回答拒否」の問題について

- ① 19 春闘は、2月19日に要求提出して以降、6回の団交を重ね今日に至るも、解決をみていない。その大きな争点が、「独占禁止法に抵触するおそれがある」との理由で、日港協が統一回答を拒否し続けていることにある。
- ② 組合側は、産別交渉体制を否定するものと強く抗議し、その姿勢を改めることを求めて、3月31日(日)、4月7日(日)にストライキ(休日出勤拒否)を決行し、4月11日の第6回団交でも日港協の姿勢に変化がない場合、4月14日(日)・15日(月)のストライキ決行を決断するに至った。
- ③ 一方、この問題で、組合側は中央労働委員会にあっせんを申請して、第三者機関に判断を求めた。その結果、2月15日にあっせん案(添付資料②)が示され、4月9日の第3回あっせんで組合側はあっせん案を受諾し、日港協は受諾できないと表明した。このことで事実上あっせんは不調となったが、今後の労使の対応を見定める必要から、あらためて第4回あっせんを行う予定となっている。
- ④ 本件に至った経過  
2015年 \*春闘を前に、日港協が産別最低賃金について回答することは「独禁法に抵触するおそれがあるので回答できない」と主張  
\*労使交渉の結果、日港協の決断で、164,000円で妥結  
2016年 \*日港協は、独禁法を盾に回答拒否。専門委員会で協議することで合意  
\*専門委員会で、16年度の引き上げは行わず、15春闘で合意した最賃額を、17春闘においては地域最賃の引き上げ水準(3%程度)を加味して引き上げることを確認。  
2017年 \*前年秋の合意に関わらず、日港協は回答を拒否したため、個別企業との間で、産別最賃を168,920円することを確認。これを産別協定として承認することを求めたが合意に至らず。  
2018年 \*日港協が統一回答拒否に拘り合意に至らず、中労委にあっせん申請を決断。

以上の状況をふまえ、第5回団交での日港協の回答(添付資料①)とあっせん案(添付資料②)を検証し、日港協の主張の問題点と組合側の主張を、以下の通り整理する。

## <あっせん案と日港協の主張の検証、組合側の主張>

1. あっせん案(添付資料②)は、公取委競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会報告書(18年2月15日)/以下「報告書」」でも確認されている通り「団体交渉における使用者の行為は、…独占禁止法上の問題とならないと解されるため、労使双方は、産業別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること」としており、日港協の主張してきた「独禁法に抵触するおそれがある」との主張を退けている。

### 2. 日港協の主張の問題点①

- (1) 日港協の主張の第一の問題点は、あっせん案について、「報告書の中には、独占禁止法上の問題とならない旨の明確な記述はどこにもない」としていることである。
- (2) 日港協は、報告書それ自体を読み込んでいない。報告書の目的は、従来のように明確な雇用関係のもとでの働き方(労働基準法上規定される労働者・働き方)に加え、事業者性を有するなど様々な働き方が生れている状況において、これらを、独禁法上どのように解するか主眼を置いた検討結果である。そうしたことから、「報告書」は「独占禁止法立法時に労働者として主に想定されていたと考えられる伝統的な労働者、典型的には労働基準法上の労働者は独占禁止法上の事業者に当らず、そのような労働者よる行為は現在においても独占禁止法上の問題とはならない」と明記している。
- (3) つまり、私たちのように企業との雇用関係を持ち、その指示の下で働く「労働基準法上の労働者」は、独禁法上の問題にならないことを前提においている。したがって、労働法制により規律されている分野については、行為主体が使用者であるか、労働者・労働組合であるかにかかわらず問題とならないとして、たとえば、「労働組合と使用者の間の集团的労使関係における労働組合法に基づく労働組合の行為」がこれにあたり「使用者の行為も同様、独禁法上の問題とならない」としている。
- (4) したがって、日港協が「独禁法上問題にならないという旨の明確な記述はない」と指摘するのは誤りで、「報告書」は「独禁法上問題にならない」と明確に言い切っている。日港協は、その意図は不明であるが、「報告書」の主旨を読み取っていない。

### 3. 日港協の主張の問題点②

- (1) 日港協の主張の第二の問題点は、あっせん案は「あっせん委員の一方的な解釈と言わざるを得ない」としていることである。
- (2) 上記2に記したように、「あっせん委員の一方的な解釈」ではなく、行政機構の一つである「公正取引委員会が示した解釈と見解」を、同様に行政機構の一つである中央労働委員会が引用しているのであり、「一方的解釈」との指摘は、ためにする議論であり、これこそ、日港協の一方的解釈と言えよう。

(3) 周知の通り、労働委員会は、3者で構成する委員が様々な労使紛争の解決をはかる行政機関である。学識者や専門家を代表する委員、経営側を代表する委員、労働側を代表する委員の三者である。したがって、今般の組合側が申請した事案も、経営者の立場からも検証し三者の合意を得て解決案を示したものであるから、「一方的な解釈」ができようはずがない。しかも、経営側代表は日本の名だたる企業出身の委員であり、「あっせん案」を業界団体としての日港協も真摯に傾聴すべきであって、一方的解釈として切り捨てるのはいかなものかと問いたい。

(4) 付言すると、独禁法と労働法制の関係、とりわけ労使交渉と独禁法の関係については、歴史的には欧米でも議論になったという経緯がある。しかし、この点は「労使交渉とその結果は独禁法に抵触しない」という定説となり決着済みである。

また、我が国の法体系においても、独禁法と労働法制が矛盾したり、相互に否定しあうように存在していることはないというのが常識的な見方で、内閣法制局は、そうしたことがないように法解釈を整備している。その意味でも、「報告書」は公取委の見解を労働実態の分析を通じて独禁法との関係を整理したものであり、「報告書」は公取委の見解そのものとみるのが至当であり、「あっせん委員の一方的な解釈」とするのは、暴論である。

#### 4. 日港協の主張の問題点③

(1) 日港協の主張の第三の問題点は、「報告書」は独禁法上の問題はないとして「いわば当然のこと」として「踏み込んだ記載がない」ので「公取委に対する免罪符にならない」としていることである。

(2) これも曲解である。くしくも日港協が「明文化する必要がなかったという解釈が示されるにとどまっている」と指摘するように、あっせん委員は、解釈をする必要もなく「独禁法上の問題にならない」としているのは、「報告書」を読めば自明のことであるからで、もう一度「報告書」を精読するよう求めたい。

(3) また、「公取委に対する免罪符にならない」との論も、理解しがたい。中央労働委員会は、労使紛争を解決し良好な労使関係を作るための機関として存在しており、その意味で「独禁法の解釈」に踏み込む立場ではないことは認めるが、その目的のために、同じ、公的機関である公正取引委員会の「報告書」を根拠にあっせん案を示したのであり、これを否定することは、日港協が統一回答をしたくないために公取委の見解までも否定する立場に立っていることになる。そうした立場であれば、当然「免罪符にならない」のではなく、「免罪符にたくないという本音が隠れている」といわれてもやむを得ないのではないだろうか。

#### 5. 日港協の主張の問題点④

(1) 日港協の主張の第四の問題点は、「中央労働委員会が独禁法上の問題とならないといっても、中央労働委員会自体がその言葉に責任はない」と、あろうことか中央労働委員会を無責任と非難していることである。これほど、失礼なことはいないだろう。

(2) 確かに、森友・加計問題、政府統計問題など現政権における行政の姿勢を見ると、ウソや隠蔽・改ざんといった政府機構の無責任さという点では指摘し得ることである。

しかし、真摯に検討を進め、労働委員3者が紛争解決のためにあっせん案をとりまとめた中央労働委員会に対し「言葉に責任はない」とするのは、失礼極まりなく、良好な労使関係を目指して努力されているあっせん委員各位を愚弄するものと厳しく断じられるべきである。

(3) 言葉に責任を持つからこそ、慎重な検討をされ、あっせん申請から一年を経ようとしているのであり、直ちに撤回されるよう求めたい。

## 6. 日港協の主張の問題点⑤

(1) 日港協の主張の第五の問題点は、「独禁法に抵触するといった疑義を完全には排斥したとは言えない」として、独禁法違反ではないが「恐れがある」とのはなはだ曖昧な主張に拘泥し、良好な労使関係、大切な産別交渉体制を結果として否定し続けていることである。

(2) これまで、労使交渉が独禁法に問われたことは一度もないし、組合側は国会議員を通じて公取委事務局のヒヤリングを行い、「独禁法に抵触しない」、「必要なら団交の席で説明してもいい」とまで発言したことを照会して「産別最賃の交渉・回答が独禁法に触れるものではない」と指摘し続けてきた。しかし、日港協は、「グレーだから、リスクがあることはできない」と言い続けてきた。

(3) 一方で、日港協は、「産別交渉は大事だ」、「労使協調でいきたい」と繰り返し発言するが、日港協として「疑義を完全に排斥する」ために何をしてきたかを問いたい。組合側が、公取委とのヒヤリング結果を照会したら「公取委事務局の勝手な解釈」と一笑に付した。中労委のあっせん案が提示されたら、「免罪符にならない、責任がない」と拒否する。このことは、日港協が自ら良好な労使関係を否定しようとしているとしか考えようがないというのは過言だろうか。

以上

<添付資料> ① 第5回中央港湾団交(4/5)議事録(抜粋)  
② あっせん案

## 第5回中央港湾団交(4/5)議事録(抜粋)/全国港湾 FAX 発信 78号より

## 2. 賃金労働条件の向上・産別協定の改定について

(1) 現行の産別協定の適用港を「全港・全職種」とすること等/内容省略

(2) 産別制度賃金の改定について

- ① 19年度の産別最低賃金を184,500円(日額：8,022円)とすること。
- ② 19年度あるべき賃金について、別表の通り改定すること(現行協定の6%アップ)。
- ③ 基準賃金を全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。
- ④ 標準者賃金を264,600円に改定し、当該労働者(検数・検定小委員会での定義を適用)の賃金を到達させること。なお、標準者賃金は基準内賃金として適用すること。

## &lt;日港協の回答&gt;

①～④について回答したい。その前に現在行われている中央労働委員会での産別最低賃金における「あっせん」について業側の考え方を述べる。

中央労働委員会での「あっせん」については、1月16日に第1回期日を2月15日に第2期日が行われ、日港協の行為が独占禁止法に抵触するか否かの議論が行われた。その第2回目のあっせんの場において、中央労働委員会より「あっせん案」の提示があり、次回あっせん期日である4月9日までにその対応を求められ、本日まで日港協として検討してきた。

その「あっせん案」によれば、結論として、「労使双方は、産業別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること。」との記載があり、その理由として「団体交渉における使用者の行為は、公正取引委員会競争政策研究センターからの『人材と競争政策に関する検討会報告書(平成30年2月15日)』で独占禁止法上の問題とはならないと解されるため」となっているが、この報告書の中には、独占禁止法上問題とならない旨の明確な記述はどこにもなく、あっせん委員の一方的な解釈と言わざるを得ない。

「人材と競争政策に関する検討会報告書」には、事業者団体による本件類似の行為について踏み込んだ記載があるわけではなく、あっせん員からも「いわば当然のこと」として明文化する必要がなかったのだという解釈が示されるにとどまっている。これでは日港協が従前より危惧していたところの「独占禁止法に抵触するおそれがある」との危惧を払拭する事とはならない。簡単に言えば、公取に対する免罪符とはなり得ない。

更にそもそも「中央労働委員会」が「独禁法上問題とならない」と言っても、中央労働委員会自体がその言葉に責任はない。

以上の事情からすると、日港協における行為が、独占禁止法に抵触するといった疑義を完全に排斥できたとは言えないとの結論に達しざるを得なかった。

以上の中央労働委員会での経緯も踏まえての今春闘要求である「産別制度賃金」についての業側回答を申し上げる。

(回答) 日本港運協会としては、産別制度賃金の対応について、鋭意検討を重ねてきたが、独占禁止法に抵触する恐れを完全に払拭出来ないとの結論に至った。本年も統一回答できないことを回答する。